

大切な「思い」だから
しっかり受け継いでいきたい。

相続専用定期貯金 「絆」

店頭表示金利

期間
1年

十年0.15%

(税引後 0.119%)

店頭表示金利

期間
3年

十年0.20%

(税引後 0.159%)

大切なご家族から受け継がれたご資産。
JAクレインでは相続によるご資産について、
特別優遇金利の相続専用定期貯金をご準備しております。



JAクレイン

商品概要説明

2019年4月1日現在

| 商品名 | 相続専用定期貯金 愛称「絆(きずな)」 | |
|--------------------|--|--|
| | スーパー定期貯金(単利型) [1年もの] | スーパー定期貯金(複利型) [3年もの] |
| ご利用いただける方 | <ul style="list-style-type: none"> ●相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預けいただける個人のお客さま。 ・相続により取得した不動産や有価証券等の換金代金もお預入れいただけます。 ・すでに当組合にお預入れの相続人さま名義の貯金(相続によらないもの)でのお預入れはできません。 ●ご契約の際、下記の書類をご確認させていただきます。 ・当組合で相続手続きをされた方は、下記①と②、他の金融機関で相続手続きをされた方は、①と②及び③から⑥のうちいずれかをお持ちください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ①本人確認書類 ②お届け印 ③遺産分割協議書の写し ④金融機関に提出した相続依頼書の写し ⑤戸籍謄本の写しと、被相続人名義の解約済み通帳または解約計算書の写し ⑥遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で家庭裁判所の検認済みのもの)の写しと、被相続人名義の解約済み通帳、または解約計算書の写し </div> | |
| 預入期間 | 1年 | 3年 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・自動継続(元金継続または元利金継続)の取り扱いとなりますが、継続後の適用金利は、継続日当日の店頭表示金利となります。 | |
| 預入金額 | <ul style="list-style-type: none"> ●一括預入 ●相続により取得した金額の範囲内 ●1円単位 | |
| 適用金利 | 店頭表示金利 十年0.15%上乗せ (税引後:年0.119%) | 店頭表示金利 十年0.20%上乗せ (税引後:年0.159%) |
| 税金 | <ul style="list-style-type: none"> ●2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 | |
| 金利情報の入手方法 | <ul style="list-style-type: none"> ●金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または窓口でお問合せください。 | |
| 付加できる特約事項 | <ul style="list-style-type: none"> ●総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ●マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取り扱いができます。 | |
| 中途解約時の取扱い | <ul style="list-style-type: none"> ●JA所定の中途解約利率が適用されます。 | |
| 貯金保険制度(公的制度) | <ul style="list-style-type: none"> ●保護対象 ・当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち「無利息、要求払い、決裁サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 | |
| 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JAの本支店、または信用部(電話:0554-20-8806)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、弁護士会を利用できます。利用可能な弁護士会については当JA本支店またはJAバンク相談所にお申し出ください。 | |
| その他参考となる事項 | <ul style="list-style-type: none"> ●満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算いたします。 ●店頭にて説明書をご用意しております。 ●金利は金融情勢等により変更させていただく場合がございますのでご了承ください。 | |

詳しくは下記店舗までお気軽にお問い合わせください。



大目支店:0554-66-2007
甲東支店:0554-66-2438
巖支店:0554-63-0703
大鶴支店:0554-63-0584
島田支店:0554-63-0351
柵原支店:0554-67-2111
西原支店:0554-68-2311

小菅支店:0428-87-0211 上野原支店:0554-63-1118
笹子川支店:0554-20-2677 禾生支店:0554-43-4505
大月支店:0554-22-1341 谷村支店:0554-45-2111
七保支店:0554-24-7008 秋山支店:0554-56-2330
猿橋支店:0554-22-0530 忍野支店:0555-84-2026
とみはま支店:0554-26-5121 吉田支店:0555-23-6511
丹波山支店:0428-88-0221 富士豊茂支店:0555-89-2011